

# 女性活躍推進法に基づく行動計画



女性活躍推進法の主旨である「女性の個性と能力が発揮できる社会の実現」について積極的に取り組み、女性の雇用と職域の拡大と同時に、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年 7月 1日 から 2024年 6月30日 までの2年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：技術職に従事する女性社員比率を10%以上にする

**【取組内容】**

- 2022年10月～ 技術職として従事している女性社員との対話会実施
- 2023年 1月～ 対話会等で認識できた問題点や課題点を改善  
技術職へ女性社員を誘導
- 2023年 4月～ 技術職女性社員に対する基礎教育を開始する

目標2：労働者全体の時間外時間を月平均20時間以内とする

**【取組内容】**

- 2022年10月～ 各職場の時間外限実態に鑑み、職場別限度時間を検討して設定する。その後は月に複数回の時間外実績の把握を行い、限度時間内に抑制できるよう、管理監督者及び従業員に周知する
- 2023年 3月～ 時間外時間の限度時間について労使協議を行い、時間外協定の限度時間をより短時間となるよう締結する。